

第 I 部 調査の概要



1. 調査目的

本調査は、低年齢層の子供の保護者を対象に、青少年のインターネット利用状況等について調査し、「青少年のインターネット利用環境実態調査」の対象年齢変更の検討を行うための基礎資料（実査可能性等の検証）を得ることを目的として実施する。

2. 調査項目

- (1) 子供のインターネット接続機器の利用状況
- (2) インターネットに関する保護者の認識

3. 調査設計

- (1) 調査地域
日本全国
- (2) 調査対象者及び標本数
平成 29 年 1 月 1 日現在で、0 歳から満 9 歳の子供の保護者
2,000 人
- (3) 調査方法
原則として、調査員による訪問配布訪問回収法で調査を実施。
但し、調査協力を得られたものの訪問時間等が合わない場合には、
WEB 調査法 及び 郵送回収法を併用。
- (4) 調査期間
平成 29 年 1 月 12 日～1 月 30 日

(5) 標本抽出方法

層化二段無作為抽出法

〔層化〕

1. 全国の市町村を、都道府県を単位として次の 11 地区に分類した。

(地区)

北海道地区＝北海道	(1 道)
東北地区 ＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	(6 県)
関東地区 ＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(1 都 6 県)	
北陸地区 ＝新潟県、富山県、石川県、福井県	(4 県)
東山地区 ＝山梨県、長野県、岐阜県	(3 県)
東海地区 ＝静岡県、愛知県、三重県	(3 県)
近畿地区 ＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	(2 府 4 県)
中国地区 ＝鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	(5 県)
四国地区 ＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	(4 県)
北九州地区＝福岡県、佐賀県、長崎県、大分県	(4 県)
南九州地区＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	(4 県)

2. 各地区においては、さらに都市規模によって次のように 14 分類しそれぞれ第 1 次層として、計 54 層とした。

○大都市（各都市ごとに分類）

（「東京都区部」、「札幌市」、「仙台市」、「さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市」、「新潟市」、「静岡市、浜松市、名古屋市」、「京都市、大阪市、堺市、神戸市」、「広島市、岡山市」、「北九州市、福岡市」、「熊本市」）

○人口 20 万人以上の都市

○人口 10 万人以上の都市

○人口 10 万人未満の都市

○郡部（町村）

(注) ここでいう都市とは、平成 28 年 1 月 1 日現在市制施行の地域である。

また、人口による都市規模の分類は、住民基本台帳に基づく平成 28 年 1 月 1 日現在の人口による。

〔標本数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における推定母集団数（平成 28 年 1 月 1 日現在の 0 歳から 9 歳までの人口）の大きさにより 100 地点を比例配分し、各調査地点の標本数を 20 とした。

[抽 出]

1. 第1次抽出単位となる調査地点として、平成22年度国勢調査時に設定された調査区を使用した。
2. 調査地点（大字・町丁目）の抽出は、調査地点数が2地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における当該推定母集団人口（計）}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって抽出した。また、層内での調査地点数が1地点の場合には、乱数表により無作為に抽出した。

3. 抽出に際しての各層内における大字・町丁目の配列順序は、平成28年1月1日時点での「全国地方公共団体コード」に従った。
4. 調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内で標本となる対象者が抽出できるように、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査地点における当該母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳より等間隔抽出法によって抽出した。

〔結果〕

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

都市名	標本数	地点数	都市名	標本数	地点数
東京都区部	140	7	名古屋市	40	2
札幌市	20	1	京都市	20	1
仙台市	20	1	大阪市	40	2
さいたま市	20	1	堺市	20	1
千葉市	20	1	神戸市	20	1
横浜市	60	3	岡山市	20	1
川崎市	20	1	広島市	20	1
相模原市	20	1	北九州市	20	1
新潟市	20	1	福岡市	20	1
静岡市	-	-	熊本市	20	1
浜松市	20	1			

地区	都市規模											
	大都市		人口 20 万人以上の 都市		人口 10 万人以上の都市		人口 10 万人未満の 都市		郡部 (町村)		計	
	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数	標本数	地点数
北海道	20	1	-	-	20	1	20	1	20	1	80	4
東北	20	1	40	2	20	1	40	2	20	1	140	7
関東	280	14	160	8	120	6	80	4	20	1	660	33
北陸	20	1	20	1	20	1	20	1	-	-	80	4
東山	-	-	20	1	20	1	40	2	20	1	100	5
東海	60	3	60	3	40	2	40	2	20	1	220	11
近畿	100	5	100	5	40	2	60	3	20	1	320	16
中国	40	2	20	1	20	1	20	1	-	-	100	5
四国	-	-	20	1	-	-	20	1	-	-	40	2
北九州	40	2	20	1	20	1	40	2	20	1	140	7
南九州	20	1	20	1	20	1	40	2	20	1	120	6
計	600	30	480	24	340	17	420	21	160	8	2000	100

4. 回収結果

(1) 有効回収数 (率)

・回収数	1,550人 (77.5%)
・調査員による訪問配布訪問回収法	1,513人 (75.7%)
・WEB調査法	11人 (0.6%)
・郵送回収法	26人 (1.3%)

(2) 調査不能数 450人 (22.5%)

—不能内訳—

単位：人

転居	47 (2.4%)
長期不在	5 (0.3%)
一時不在	212 (10.6%)
住所不明	25 (1.3%)
拒否	117 (5.9%)
その他 (病気など)	44 (2.2%)

5. 調査実施機関

一般社団法人 新情報センター

6. 有識者

本調査の企画及び分析は、次の有識者が行った。

〔有識者（五十音順）〕

生 田 倫 子 （神奈川県立保健福祉大学 准教授）

国 分 明 男 （（一財）インターネット協会 副理事長）

小豆川 裕 子 （（株）NTT データ経営研究所

社会システムデザインユニット 上席研究員）

西 田 光 昭 （柏市教育委員会 教育専門アドバイザー）

※ 所属及び役職名は、平成 29 年 4 月末日時点のものである。

7. 報告書を読む際の留意点

- (1) Nは質問に対する回答者数で、100%が何人の回答に相当するかを示す比率算出の基数である。
- (2) 標本誤差は回答者数（N）と得られた結果の比率によって異なるが、単純任意抽出法（無作為抽出）を仮定した場合の誤差（95%は信頼できる誤差の範囲）は下表のとおりである。

各回答の 比率 N	10% (又は 90%)	20% (又は 80%)	30% (又は 70%)	40% (又は 60%)	50%
2,500	±1.2	±1.6	±1.8	±1.9	±2.0
2,000	±1.3	±1.8	±2.0	±2.1	±2.2
1,000	±1.9	±2.5	±2.8	±3.0	±3.1
500	±2.6	±3.5	±4.0	±4.3	±4.4
100	±5.9	±7.8	±9.0	±9.6	±9.8

なお、本調査のように層化二段抽出法による場合は標本誤差が若干増減することもある。また、誤差には調査員のミスや回答者の誤解などによる計算不能な非標本誤差もある。

- (3) 質問の種類を示す記号は次のとおりである。
(いくつでも)：1人の回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答質問 (Multiple Answer) である。複数回答質問の比率は回答数の合計を回答者数 (N) で割った比率であり、通常その値は 100%を超える。

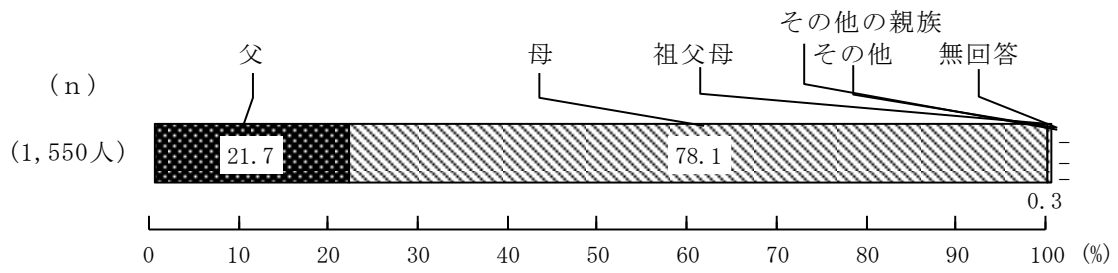
- (4) 結果数値(%)は表章単位未満を四捨五入してあるので、内訳の合計が計に一致しないこともある。
- (5) 統計表等に用いた符号は次のとおりである。
0.0：表章単位に満たないが、回答者がいるもの
－：回答者がいないもの
- (6) クロス集計の場合、分析軸の該当者が50人未満の場合は標本誤差が大きくなるため、原則として分析の対象からは除いている。
そのため調査票Q2とQ3では、分析の対象を15機種のうち10機種とした。(「スマートフォン」「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」「ノートパソコン」「デスクトップパソコン」「タブレット」「学習用タブレット」「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」「インターネット接続テレビ」)
また、Q4～Q6、Q8では、分析の対象を15機種のうち8機種とした。(「スマートフォン」「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」「ノートパソコン」「デスクトップパソコン」「タブレット」「携帯ゲーム機」「据置型ゲーム機」「インターネット接続テレビ」)

8. 集計表

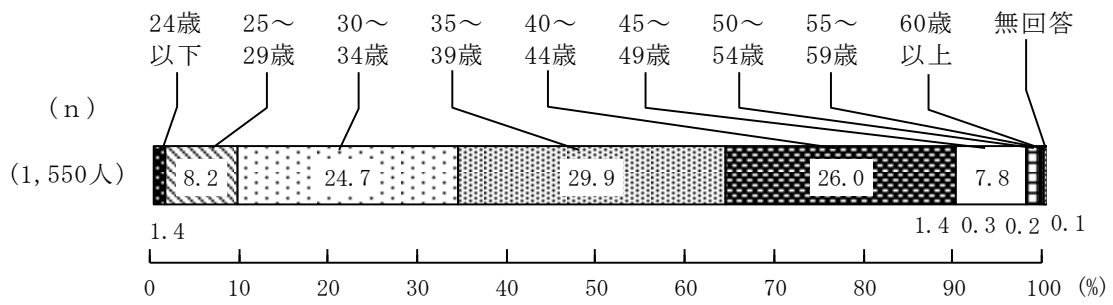
集計表は、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付青少年環境整備担当のホームページに掲載している。

9. 回答者の基本属性

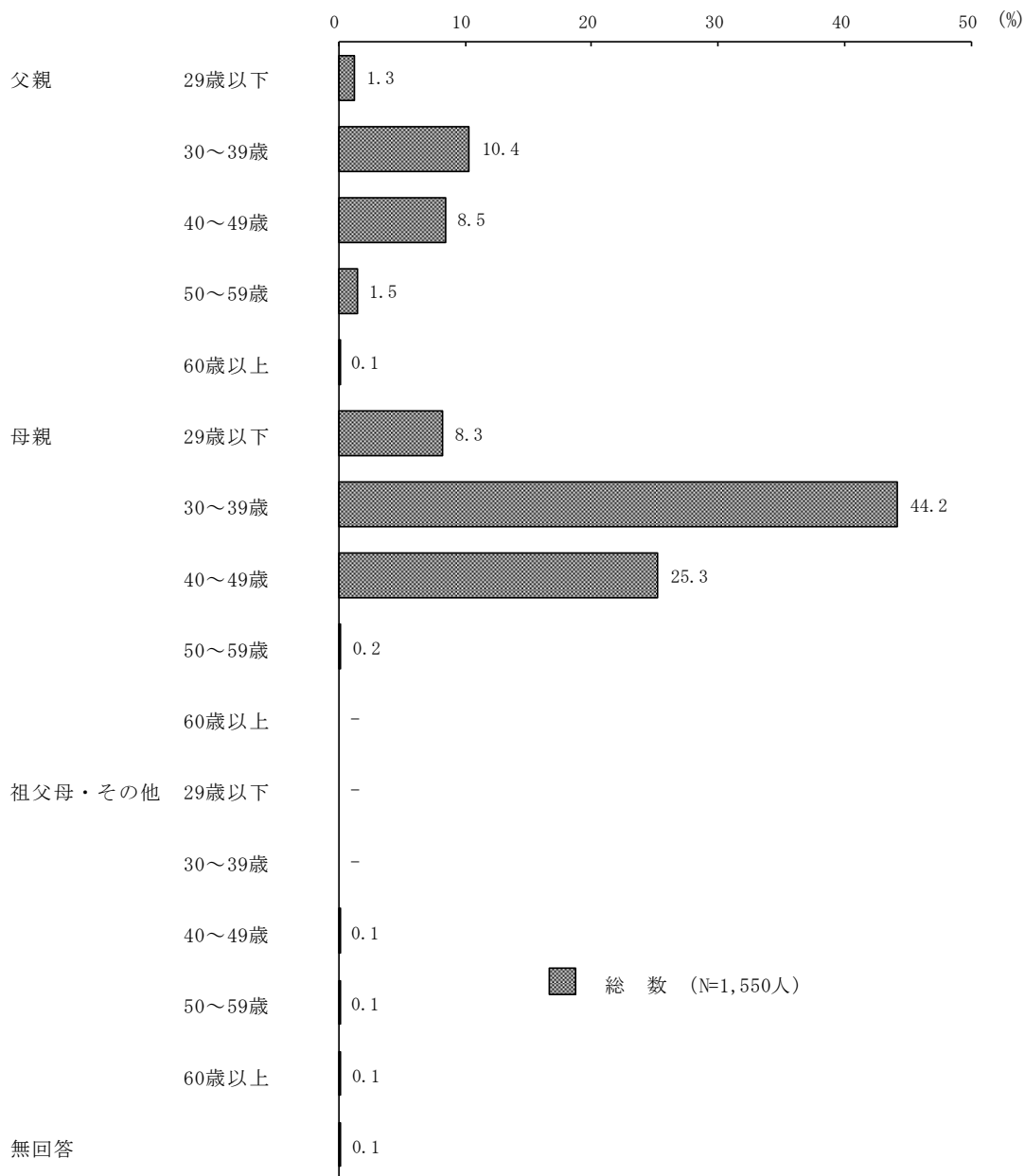
(1) 子供との続柄



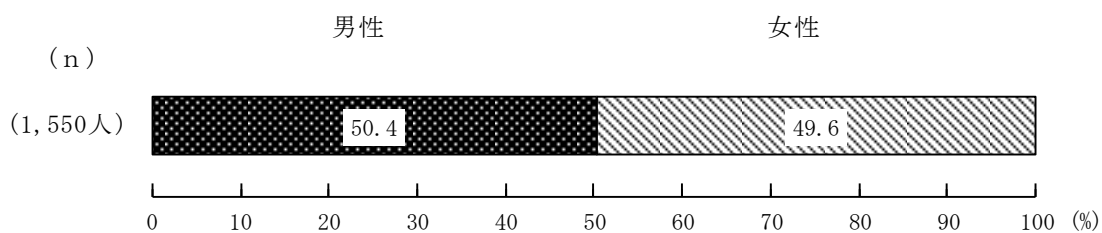
(2) 保護者の年齢



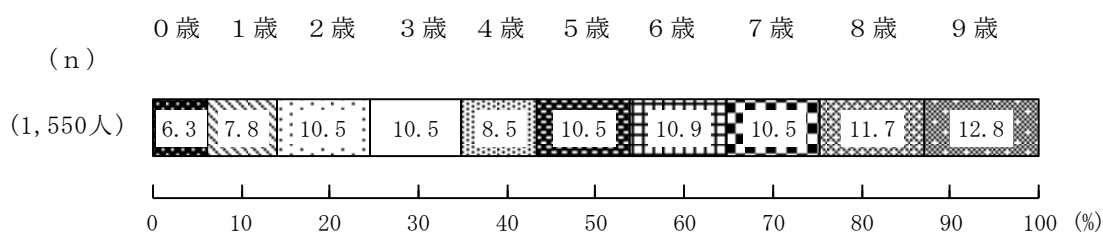
(3) 子供との続柄・保護者の年齢



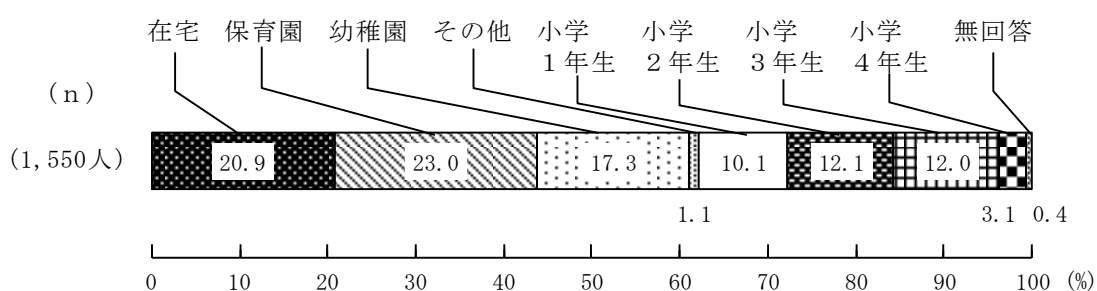
(4) 子供の性別



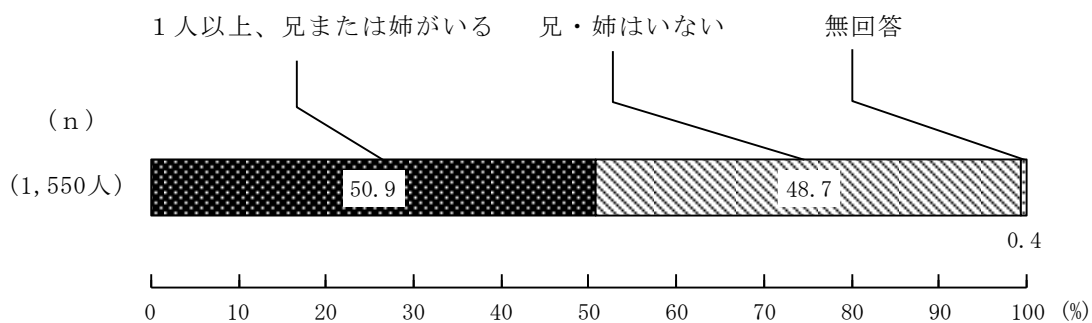
(5) 子供の年齢



(6) 通園・通学



(7) 兄・姉の有無



(8) 兄・姉の年齢

